

お知らせ

農機具マッチング事業

町では、離農等で利用されていない農機具等を町内の農業者や農業法人が再利用できる国見町農機具等マッチング事業を行っています。

▼内容 利用者の負担軽減と有効活用できる農機具等の掘り起こしを目的とし、使っていない農機具等の処分を考えている方から、必要な方へ有償無償問わず、情報提供する事業です。

▼譲渡希望者 随時申請を受け付けていますので、産業振興課まで問い合わせください。

▼譲受希望者 随時更新していますが、9月13日現在で譲渡希望のある農機具は3件(トラクター、柿皮むき機、柿ヘタ処理機)あります。詳しくは町ホームページをご覧ください。産業振興課まで問い合わせください。なお、譲受を希望

される方には、必ず現物を確認していただきます。

☎ 585-2986

介護助手を募集しています！

国見町の高齢者施設では、福祉資格や経験が不要の「介護助手」を募集しています。直接的な介護業務ではなく、清掃や配膳・下膳など、介護の周辺業務を行います。ご自身のライフスタイルに合わせて無理なく働いて見ませんか？ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 521-5662



調停手続相談会を開催します

福島調停協会主催の調停手続相談会を開催します。相談は無料で、秘密は厳守します。ぜひご参加ください。

【福島会場】

▼日時 11月11日(土) 午前10時から午後4時30分(午後4時受付終了)

▼場所 コラッセふくしま 3階企画展示室(福島市三河南町1-20)

【二本松会場】

▼日時 11月18日(土) 午前10時から午後0時30分(正午受付終了)

▼場所 二本松福祉センター(二本松市亀谷)

▼相談内容 離婚、相続・遺産分割、扶養等の家庭内問題、借金問題、土地・建物の紛争、交通事故による損害賠償等の問題など

☎ 534-2194

「ふくしま障害者就職面接会」を開催します

採用担当者と直接面談できる機会です。ぜひご参加ください。なお、参加については事前予約制となっています。

詳細については、ハローワーク福島まで問い合わせください。

▼日時 11月2日(日) 午後1時から午後4時

▼場所 コラッセふくしま 4階「多目的ホール」他(福島市三河南町1-20)

▼参加事業所 27社程度(予定)

▼問い合わせ ハローワーク福島 専門援助部門(障害者担当)

☎ 534-4121(部門コード45#)

10月は「不正軽油撲滅強化月間」です

福島県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでいます。「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない。」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆さまのご協力と情報提供が欠かせません。不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課ま

たは最寄りの地方振興局県税務までご連絡ください。

☎ 521-7205

☎ 521-7905

☎ 521-2699

☎ 521-2699

☎ 521-2699

☎ 521-2699

☎ 521-2699

労働困りごと相談窓口

賃金未払い、解雇、退職などの労使間のトラブルに関する困りごとや疑問についての相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守します。相談は、平日の面談や電話での相談のほか、電子メールで随時受け付けています。お気軽にご相談ください。

▼相談方法 来所・県自治会館4階(福島市中町8番2号)

☎ 521-7594

▼相談受付時間 電話、来

「自賠償」をお忘れなく！

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年の事故発生件数は約30万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

自賠償保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償補償法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠償保険・共済なしで運行することは法令違反です。ご注意ください！

☎ 546-0345 (音声ダイヤル3)

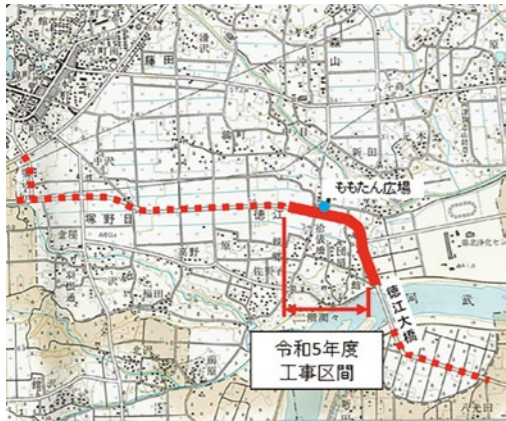
町道4号(広域農道)舗装リニューアル工事

町道4号は別名「広域農道」と呼ばれ、道路ができてから約40年が経過し、経年劣化と交通量の増加により、舗装の損傷が進んでいます。このため、通行の安全確保及び交通量に応じた強靱な道路再生を図るため、全面的な舗装改良工事を実施します。

この工事は、「地方創生整備推進交付金事業」を活用し、令和5年度から令和9年度にかけて年次計画で実施します。

工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

☎ 585-2971



創業応援利子補給補助金

新たに町内で創業される方が借り入れる資金に対して、利子補給の補助を行います。

▼補助額 年間30万円×3年間 ※空き家を活用した場合は、年間30万円×5年間

▼対象期間 令和5年4月1日以降に対象融資の第1回目の償還した利子分から3年以内 ※空き家を活用した場合は5年間

▼対象者 対象融資を受けた後、新たに創業する方、第二創業する方または創業1年以内の方

▼対象融資 ①福島県起業家支援保証融資(県内金融機関で実施) ②株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ③町内民間金融機関が実施する融資

で、①又は②に規定する融資の標準的な条件に準ずる融資 ※対象融資額の上限は2000万円 ※借換資金としての融資は補助対象外

☎ 585-2238

町営住宅・定住促進住宅の空室状況をお知らせします(令和5年9月末)

Table with 4 columns: 定住促進住宅, 1部屋, 滝山団地, 空室なし; 子育て住宅, 空室なし, 板橋南団地, 空室なし

☎ 585-2972

広報くみに9月号の訂正

広報くみに9月号8ページに記載の「小さな天才たち」において、誤りがありました。正しくは次のとおりですので、以下のとおり訂正させていただきます。

■訂正箇所 【誤】伊藤幸希 ⇒ 【正】伊東幸希